

「津田沼中央総合病院 ケアルームつくしんぼ 利用規約」

第1条（名称）

本保育名称を「ケアルーム つくしんぼ」（以下、本保育室という）とし、管理、運営を医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院が行うものとする。

第2条（所在地）

本保育室は、千葉県習志野市谷津1丁目10番13号に設置する。

第3条（目的）

病時期または病気回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第4条（病児・病後児保育の対象）

1. 利用対象児は、生後57日を経過した日から小学校3年生までの子供で、病気または病気の回復期であり、学校・保育園等での集団生活が困難な方、医療機関により本保育室の利用に際し、許可が出た方を対象とする。
2. 利用定員は、一日につき4人とする。ただし、やむを得ない事由により定員を下回って、また一時的に超えて受け入れる場合がある。

第5条（利用方法）

1. 利用時間は次のとおりとする。

月曜～金曜：8時～18時 / 土曜：8時～13時（休室日：日曜、祝日、年末年始）
延長保育は実施していません。お迎えが18時を過ぎた場合は、延長保育料3,000円徴収する。

2. 連続利用期間については次のとおりとする。

1回の利用につき連続して利用できる期間は、4日間までとする。
感染性疾患の場合は、3日間までとする。

3. 予約は次のとおりとする。

- ① 利用日前日の9時から18時までとし（土曜日は、9時から13時）、原則として利用日前日までに「主治医意見書」を入手したうえで電話又は直接予約する。
- ② 利用日当日の予約は、8時から9時までに電話で空き状況を確認し、空きがある場合のみ受付ける。尚、「主治医意見書」がない場合は、当日の朝、当院の小児科に受診をしてから預かることになる。

4. 予約のキャンセルは次のとおりとする。

- ① キャンセルは、確定した段階で必ず連絡をする。電話受付は利用日当日の午前8時までとする。
- ② 時間外・休業日の場合は、留守番電話で受付ける。

5. 病状が変化した時の対応については次のとおりとする。

本保育室が、診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けた後、速やかに対応すること。ただし、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応を当院にて行う場合がある。また、当院にて対応が難しい疾患の場合は、他の病院に搬送して対応する場合がある。

第6条（利用料金等）

- ① 市内在住：1日あたり2,000円 / 市外在住：1日あたり3,500円 とする。
- ② オムツなどの必要な身の周り品は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じやむを得ず本保育室が調達したのものについては別途費用を徴収する。
- ③ 食物アレルギー等で食事制限がある児童、1歳未満の児童以外は、本保育室で食事を用意するため、食事代として、1食400円を徴収する。

第7条（料金支払方法）

利用料金及び食事代はお預け時、その他別途生じた費用はお迎え時に現金にて精算する。
ただし、小児科に受診した場合の診療費は病院の会計窓口で支払いを行う。

第8条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りではない。

第9条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② 気象警報、地震注意情報などが発令されたとき。
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高いとき。
- ④ 当院の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 無断キャンセルが繰り返し続いたとき。
- ⑥ 迎え時間を繰り返し超過したとき。
- ⑦ 本利用規約に従わないとき。

第10条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。
また、利用時は「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡ができ、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第11条（規約の変更）

本規約の変更は当院が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

第12条（利用の拒否）

申請内容に虚偽があった場合、次回以降の利用をお断りする場合がある。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

平成 年 月 日 保護者署名欄

住 所

氏 名
